

はじめに

ものづくり産業が多く集積する名古屋大都市圏の中核都市として、また商業の中心地として発展してきた名古屋市には、多くの外国籍の人々が住んでいます。平成元（1989）年末時点で33,377人であった名古屋市の外国人住民数は、平成28（2016）年末時点で72,683人となり、市内人口の約3.2%の割合を占めています。また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者、日本国籍を取得した人など、日本国籍であっても外国文化を背景に持つ人々も存在します。

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくことができる多文化共生のまちづくりは、名古屋市が目指す「人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち」「魅力と活力にあふれるまち」の実現の趣旨にも合致するものです。

名古屋市では、多文化共生施策を推進していくための指針として、平成24（2012）年に名古屋市多文化共生推進プランを策定し、多文化共生のまちづくりに取り組んできました。

この間、外国人市民の増加や定住化の進展などの社会情勢の変化により、多文化共生を取り巻く環境は着実に変化しつつあり、その大きな流れに的確に対応しながら多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、名古屋市多文化共生推進プランの計画期間終了にともない、本市におけるこれまでの取り組みの成果を継承しつつ、社会情勢の変化を見すえ、さらなる多文化共生施策の推進を図るため、第2次名古屋市多文化共生推進プランを策定しました。

このプランには、今後5年間の本市の多文化共生施策の方向性と、その実現のための具体的な方策を定めています。このプランに基づいた計画的な施策の実施により、多文化共生施策を総合的かつ体系的に推進していきます。

目次

第 1 章 第 2 次名古屋市多文化共生推進プランの策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 位置づけ	2
3 計画期間	2
4 多文化共生推進の意義	3

第 2 章 名古屋市の現状と主な課題

1 統計データから見る名古屋市の現状と課題	4
2 第 1 次プランの評価	7
3 主要な課題	10

第 3 章 第 2 次プランの内容

1 基本目標	19
2 施策の方針	19
3 推進体制の整備	20
4 施策方針と基本施策の体系	21
5 実施計画	22

資料編	56
-----------	----

1 策定の趣旨

名古屋市では、多文化共生施策の指針として、平成 24（2012）年に名古屋市多文化共生推進プラン（以下「第1次プラン」という。）を策定しました。

平成 23（2011）年以降の社会情勢を振り返ると、平成 20(2008)年のリーマンショックに端を発した世界不況や東日本大震災の影響により、外国人住民数は減少しましたが、平成 27（2015）年から増加に転じています。

少子化・高齢化に伴う生産年齢人口の減少に対応するため、国レベルでも、外国人労働者の受入れに関するさまざまな政策を検討しており、日本に在留する外国人はこれからも増加していくものと考えられます。

また、平成 24（2012）年 7 月の住民基本台帳法の改正施行により、外国人も日本人と同じ住民基本台帳に登録されるようになった今、基礎自治体である名古屋市は、市民に対して平等な行政サービスを提供するため(※)、日本人・外国人を問わず、すべての市民が安心・安全に暮らせる地域社会を築くことに取り組んでいます。

また、名古屋市が目指す「魅力と活力にあふれるまち」の実現の意味においても、多様な文化的背景を持つ市民の存在は都市の活力の源泉となり、さまざまな文化が混ざり合うことで、名古屋の魅力と活力を生み出すものとして重要視すべきものです。

こうしたことから名古屋市は、第1次プランの計画期間終了にともない、さらに多文化共生施策を推進するため、第2次名古屋市多文化共生推進プラン（以下「第2次プラン」という。）を策定することとしました。

(※)地方自治法 第十条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

2 位置づけ

第2次プランは、「名古屋市総合計画 2018」を踏まえて、多文化共生推進のための本市の方針や考え方を明確にした個別計画です。第2次プランの推進にあたっては、本市の他の個別計画等における外国人市民に係る取り組みと整合性を図りながら、総合的かつ体系的に推進していきます。

3 計画期間

第2次プランの計画期間は、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までの5年間とします。計画期間中に、国際社会の動向や、国における多文化共生に係る方針など、多文化共生を取り巻く状況に変化があった場合や、計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直します。

【多文化共生】

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくこと」と定義します。

【外国人市民】

本市に在住する外国人は、外国籍のままの人もありますが、日本国籍を取得する人や、国際結婚などによって生まれた子どもなど外国人の親の文化を背景にもつ人も増えています。このような外国にルーツをもつ人は、外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があります。

そこで、第2次プランではこれらの人々も視野に入れ、「外国人市民」という呼称を用いることにします。

また、名古屋市内に住所を有する外国籍の人のみを指す場合は、「外国人住民」と表記します。

（例）外国人住民統計

※ただし、すでに実施されている事業名については表記を変更しない。

（例）外国人市民アンケート など

4 多文化共生推進の意義

（１）外国人市民の人権保障の推進

多文化共生のまちづくりの推進は、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「日本国憲法」などで保障された人権尊重の趣旨に合致します。

国籍や民族などの違いに関わらず、すべての市民の人権が平等に尊重され擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。

（２）地域の魅力向上と活性化の推進

社会経済活動全般においてグローバル化が進展する中で、世界に開かれたまちづくりを積極的に推進することによって地域の魅力が高まり、世界の人々に名古屋市を誇ることができます。また、海外から有用な人材を招き地域への定着に取り組むことで、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながります。

（３）地域のグローバル化の推進

多文化共生のまちづくりの推進により、市民の国際感覚や異文化に対する理解が深まります。地域での異文化交流が進むことで、新たな価値を見出し、新しい豊かな文化を創造する機会も増えます。また、国際的に活躍できるグローバルな人材をより多く輩出することにつながります。

（４）安全で安心なまちづくりの推進

外国人市民に日本の法令や生活習慣などに対する理解を促すとともに、交通事故や犯罪などの被害にあわないように情報の提供を行ったり、生活環境を整備することにより、誰もが安心して安全に暮らすことができるまちづくりの推進につながります。

（５）すべての人が暮らしやすいまちづくりの推進

多文化共生のまちづくりの推進は、言語や文化、能力などさまざまな特性や違いを認め合い、すべての人に配慮した暮らしやすいまちづくりの推進につながります。

1 統計データから見る名古屋市の現状と課題

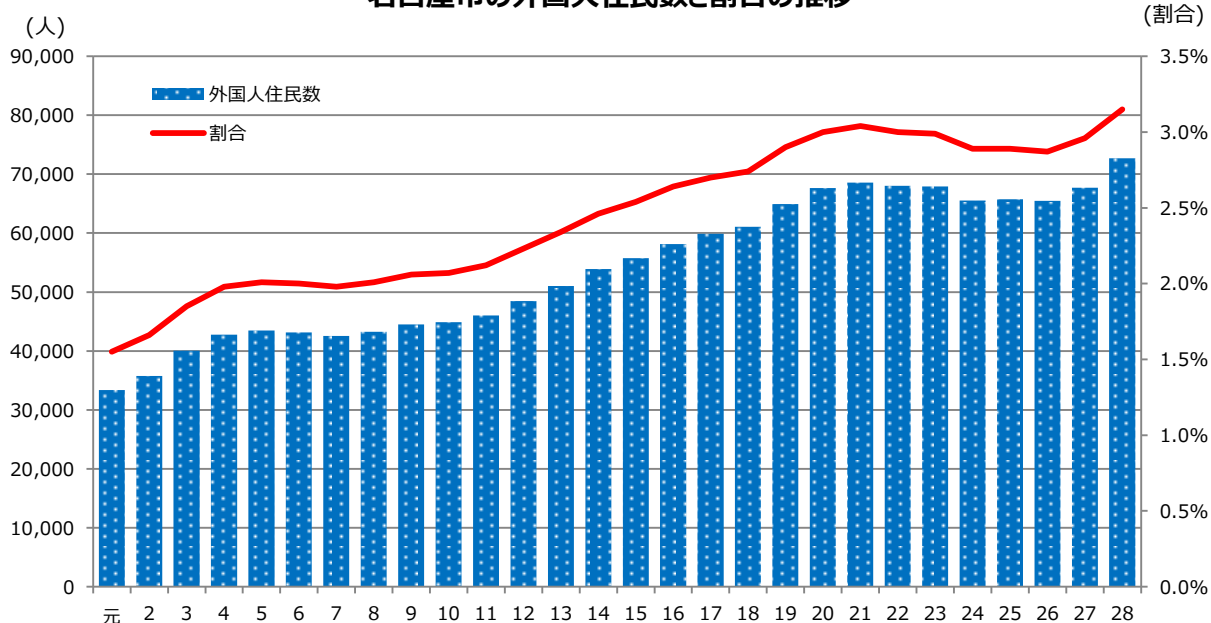
(1) 外国人住民の増加

本市における平成 28（2016）年末の外国人住民数は、72,683 人で、市の人口総数 2,307,307 人の 3.2%を占めています。平成 20（2008）年のリーマンショックに端を発した世界不況や、平成 23（2011 年）に発生した東日本大震災の影響により、外国人住民数は一時減少しましたが、平成 27（2015）年から増加に転じています。

また、国においては、平成 28（2016）年 6 月末の在留外国人数が過去最高となり（2,307,388 人）、今後も増加することが予想されています。

新たに来日する外国人が、安心・安全な生活が送れるよう、地域における情報の多言語化や日本語学習機会の提供、医療や福祉などの生活支援が必要となります。

名古屋市の外国人住民数と割合の推移



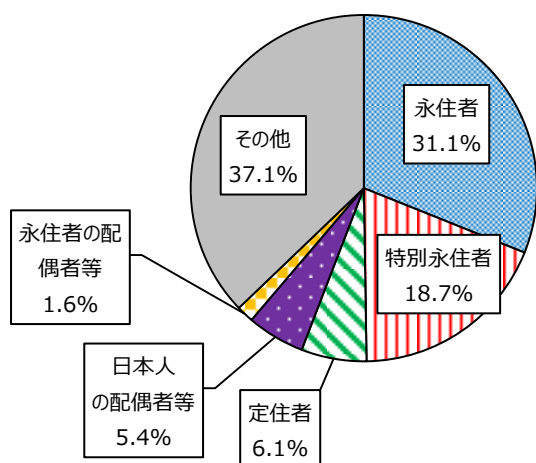
(2) 外国人住民の定住化傾向

本市における在留資格別の外国人住民数の割合を見ると、長期に渡り在住すると見込まれる「永住者」「特別永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格者は、全体の 62.9%を占めています。

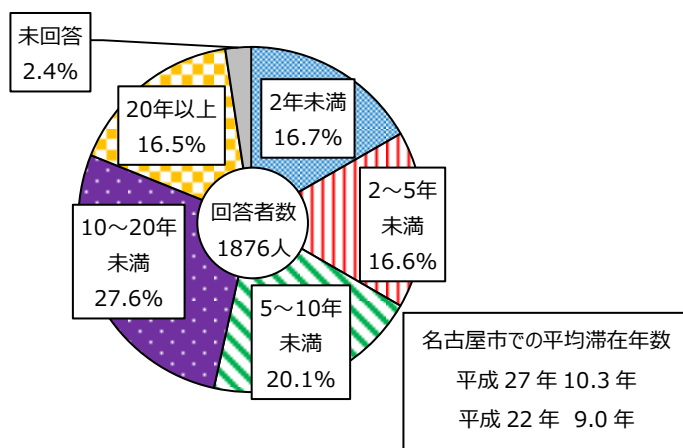
また、平成 27 年名古屋市外国人市民アンケート（以下、「外国人市民アンケート」という。）では、子どもの中学卒業後の進路について、「日本の高校に進学させたい」「各種学校・専門学校で資格を身に付け、就職を有利にさせたい」「日本で就職させたい」と回答した割合が高く、次世代も含め長期に渡り日本で暮らすことを希望している外国人住民が多いと考えられます。

従来の生活支援にとどまらず、外国人住民が主体的に地域社会に関わり、豊かな生活を送ることができるような取り組みを行う必要があります。

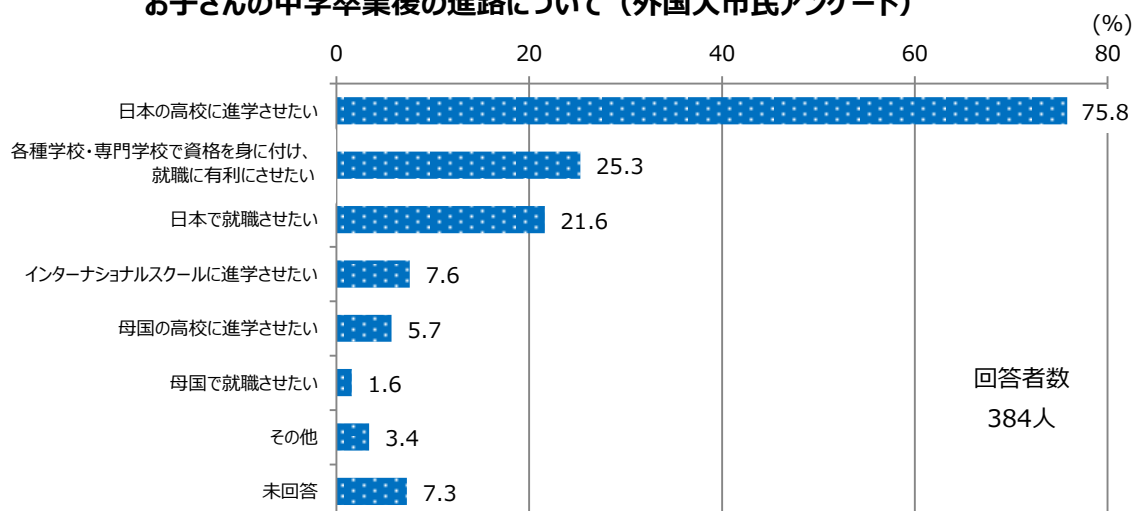
名古屋市の在留資格別外国人住民数の割合
(平成 28 年名古屋市外国人住民統計)



名古屋市での滞在年数
(外国人市民アンケート)



お子さんの中学卒業後の進路について (外国人市民アンケート)

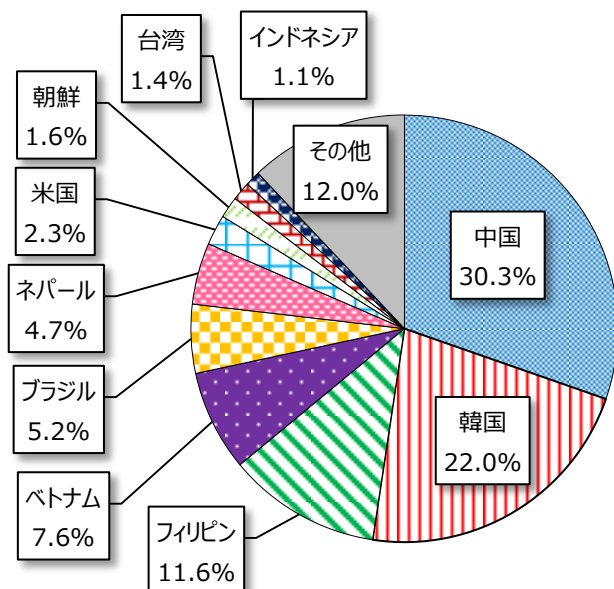


(3) 外国人住民の多様化

本市の国籍・地域別の外国人住民数は、中国が22,056人（30.3%）と最も多く、以下韓国、フィリピン、ベトナム、ブラジルと続いています。また、名古屋市には140の国と1地域の出身者が住んでおり、国籍が多様化しています。

すべての市民が互いの基本的人権と文化的差異を認め合えるよう、多文化共生の理解を深めることが課題となっています。

名古屋市の国籍別外国人住民数の割合
(平成28年名古屋市外国人住民統計)



2 第1次プランの評価

(1) 第1次プランの取り組み内容

名古屋市では、多文化共生施策の指針として、平成 24（2012）年に「名古屋市多文化共生推進プラン」を策定しました。

第1次プランでは、基本目標を「多文化共生社会の実現に向けた3つのきずなづくり」と掲げ、「ことばのきずな（コミュニケーション支援）」「暮らしのきずな（生活支援）」「地域のきずな（多文化共生の地域社会づくり）」の3つの施策の方針に基づき、多文化共生施策を展開してきました。

【施策の方針】

①ことばのきずな（コミュニケーション支援）

日本語によるコミュニケーションが困難なことにより、必要な情報や行政サービスを受けられないことがないよう、情報の多言語化や日本語の学習支援に取り組みました。また、災害時に備え、日頃から外国人市民と日本人市民が助けあい、対処することができる体制づくりを進めました。

②暮らしのきずな（生活支援）

外国人市民が、安心・安全で快適な生活をするように、地域において生活する上で必要となる基本的な環境を整えるため、生活支援の充実について取り組んできました。

③地域のきずな（多文化共生の地域社会づくり）

外国人市民が、その権利が保障されるとともに、地域社会の構成員として、その役割、義務を果たし、地域を支える担い手となることができるように、外国人市民が地域に溶け込み、社会参画ができるための環境づくりを進めました。

(2) 第1次プランの評価

外国人市民アンケート及び平成28(2016)年の「市政アンケート」等により、第1次プランの評価を実施しました。ここでは、第1次プランで取り組んできた3つのきずなづくりについて、全指標18項目により達成状況を分析・評価しました。

第1次プラン実施計画 成果目標達成状況の評価

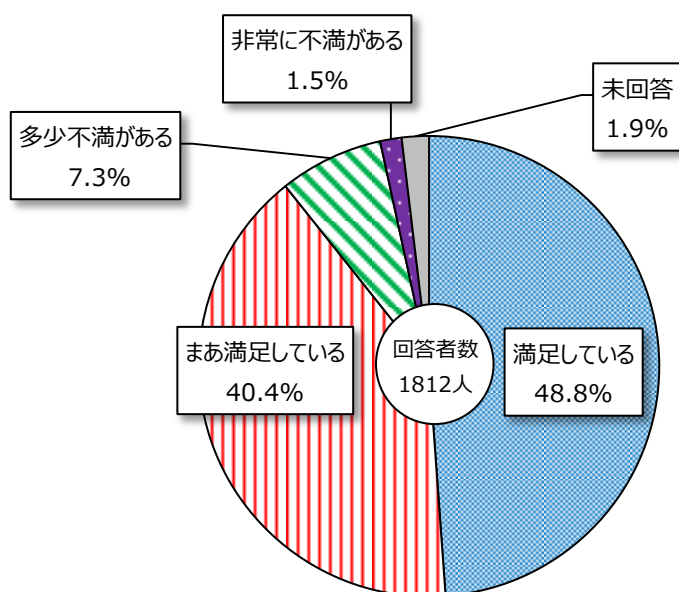
策定時と直近値の比較	該当項目数 (割合)	主な指標
A 目標値に達した	7項目 (39%)	・「地震や台風への備えをしていない」外国人市民の割合 ・母語学習協力員の人数 等
B 目標に達していないが改善傾向にある	8項目 (44%)	・日本での生活で困っていることが「仕事が見つからない」である外国人市民の割合 ・「地域活動に参加している」外国人市民の割合 等
C 悪化している	3項目 (17%)	・日本語能力が「日常会話ができる」以上の外国人市民の割合 ・日本の生活で困っていることが、「母国語の通じる病院がどこにあるか分からない」または「病院を受診するときの通訳が見つからない」である外国人市民の割合 等
合 計	18項目 (100%)	

18項目中、Aの「目標値に達した」とBの「目標値には達していないが改善傾向にある」の項目は15項目となり、全体の8割以上の項目で改善が認められました。

（３）名古屋市での暮らしの満足度について

外国人市民アンケートにおいて、「あなたは、名古屋市での現在の暮らしに満足していますか」の質問に対して、「満足している」と答えた人は 48.8%、「まあ満足している」と答えた人は 40.4%で、あわせて 89.2%でした。

現在の名古屋市での暮らしの満足度（外国人市民アンケート）



回答者の 9 割近くが名古屋市での暮らしに満足していることについては、多文化共生のまちづくりが進んでいることの現れであると評価できます。

しかし一方で、「多少不満がある」（7.3%）、「非常に不満がある」（1.5%）という回答があります。引き続き、きめ細かく分野ごとの困りごとやニーズを把握・分析し、多文化共生施策を推進していく必要があります。

3 主要な課題

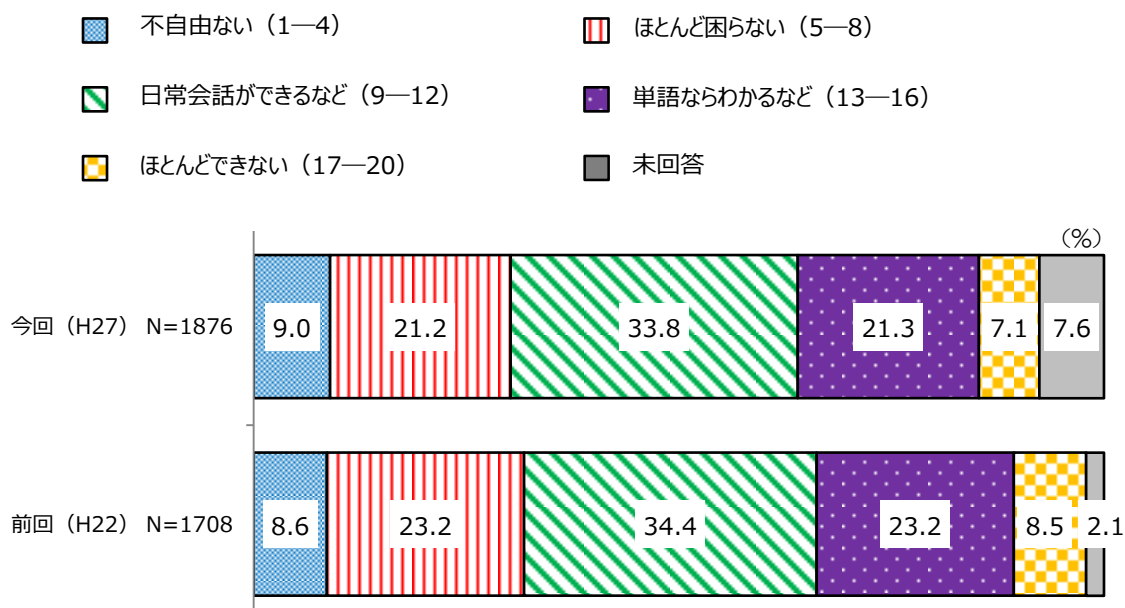
(1) 外国人市民アンケート調査結果から見た課題

外国人市民アンケートの結果から、外国人市民を取り巻く現状と課題について、以下のよう
に整理しました。

①日本語能力について

「日本語に不自由ない」か「ほとんど困らない」人は全体の 30.2%、「日常会話ができる」
レベルの人は 33.8%、「単語ならわかる」程度は 21.3%、「ほとんどできない」レベルの人は
7.1%となっています。

日本語能力（得点合計）（外国人市民アンケート）

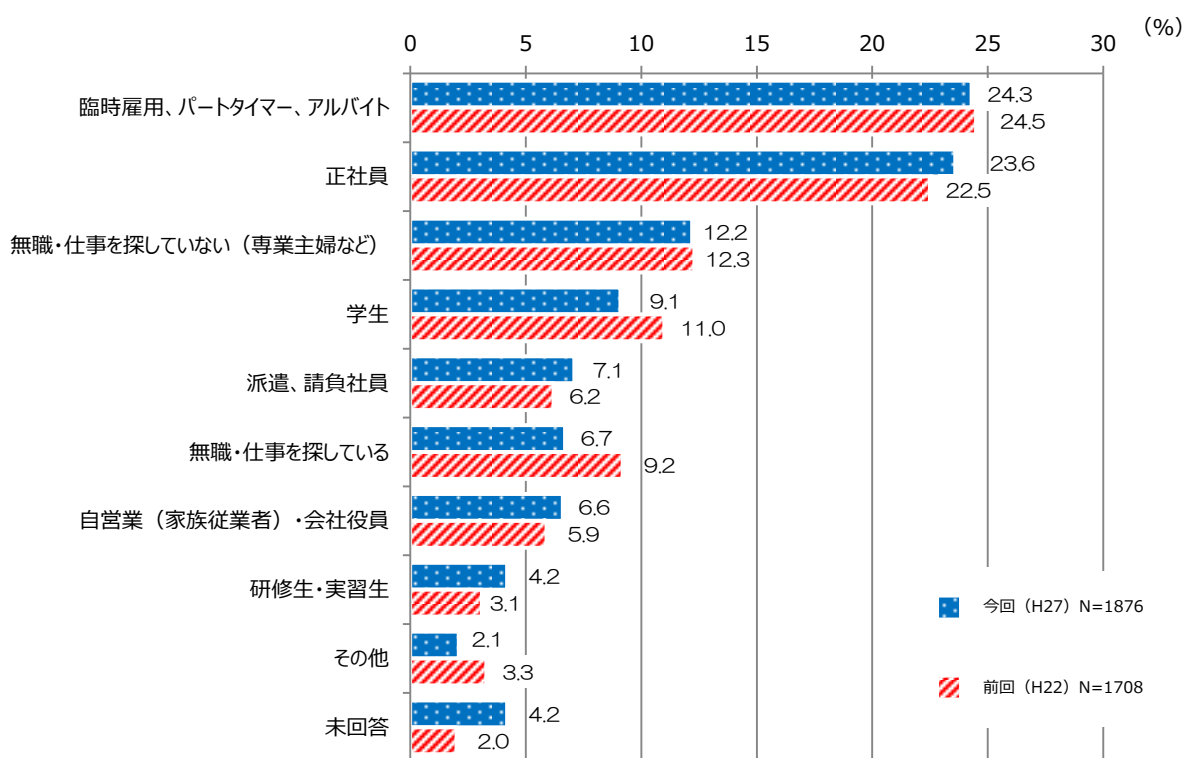


②現在の仕事の雇われ方について

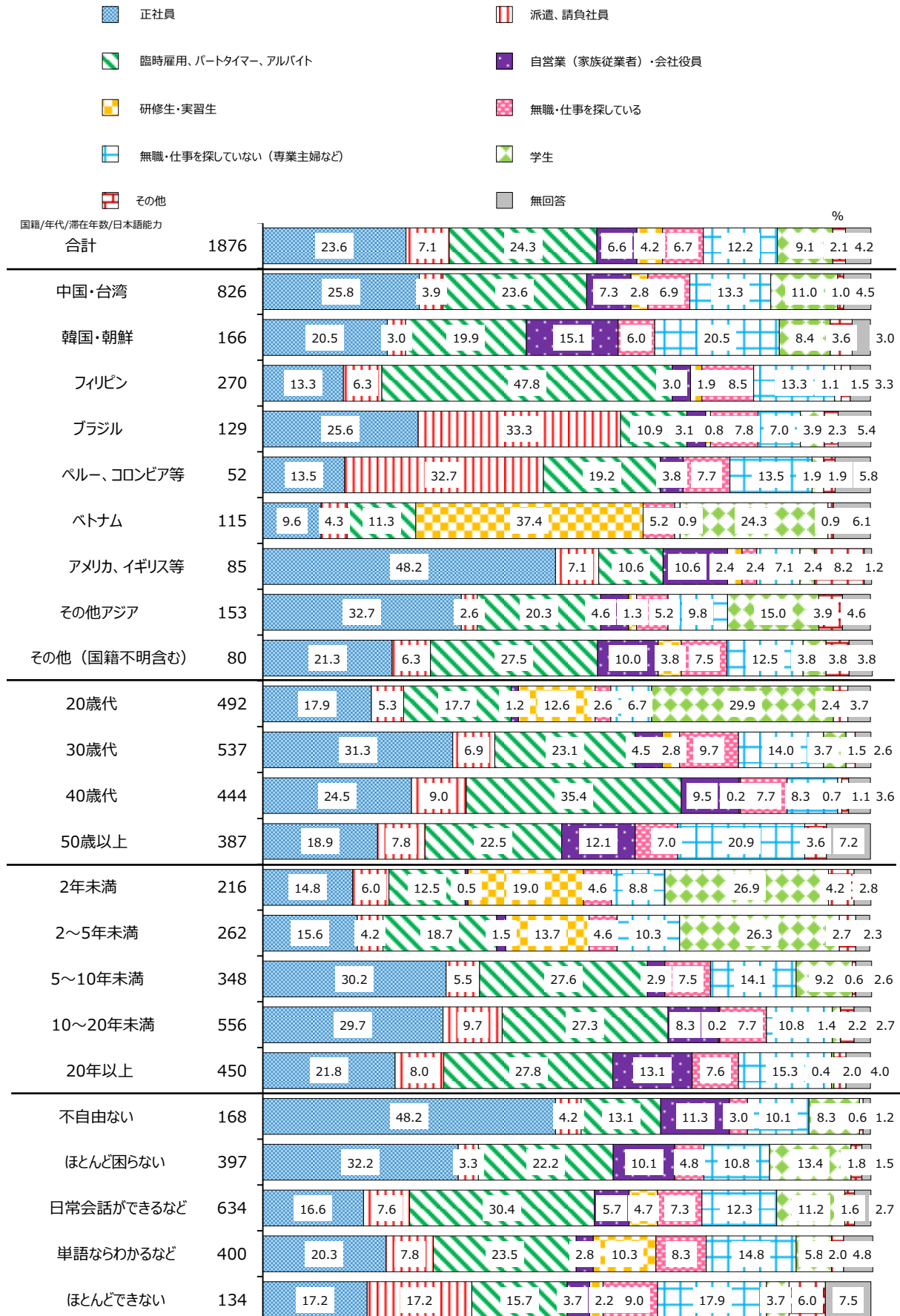
雇用形態については、「無職・仕事を探している」人の割合は減少しているものの、「臨時雇用、パートタイマー、アルバイト」など有期雇用の割合が 24.3%と高い状態となっており、不安定な就労と生活の状況が続いていると考えられます。

日本語能力別に雇用形態を見ると、日本語能力が高いほど、正社員の比率が高くなっています。外国人の生活基盤の安定のために、日本語学習機会の提供についても今後取り組みを強化していく必要があります。

現在の仕事の雇われ方（外国人市民アンケート）



現在の仕事の雇われ方、基本属性別（外国人市民アンケート）

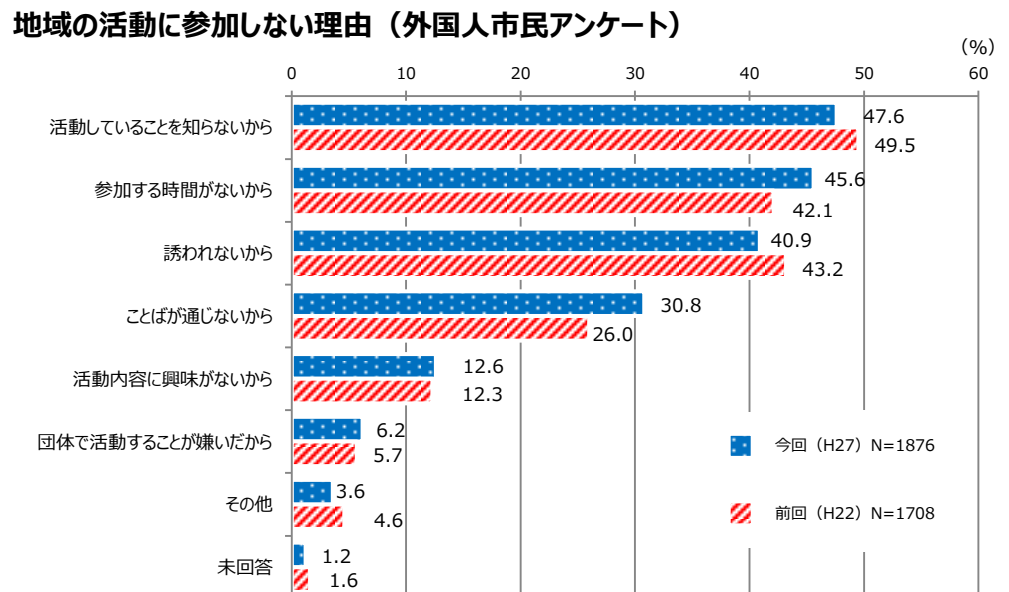
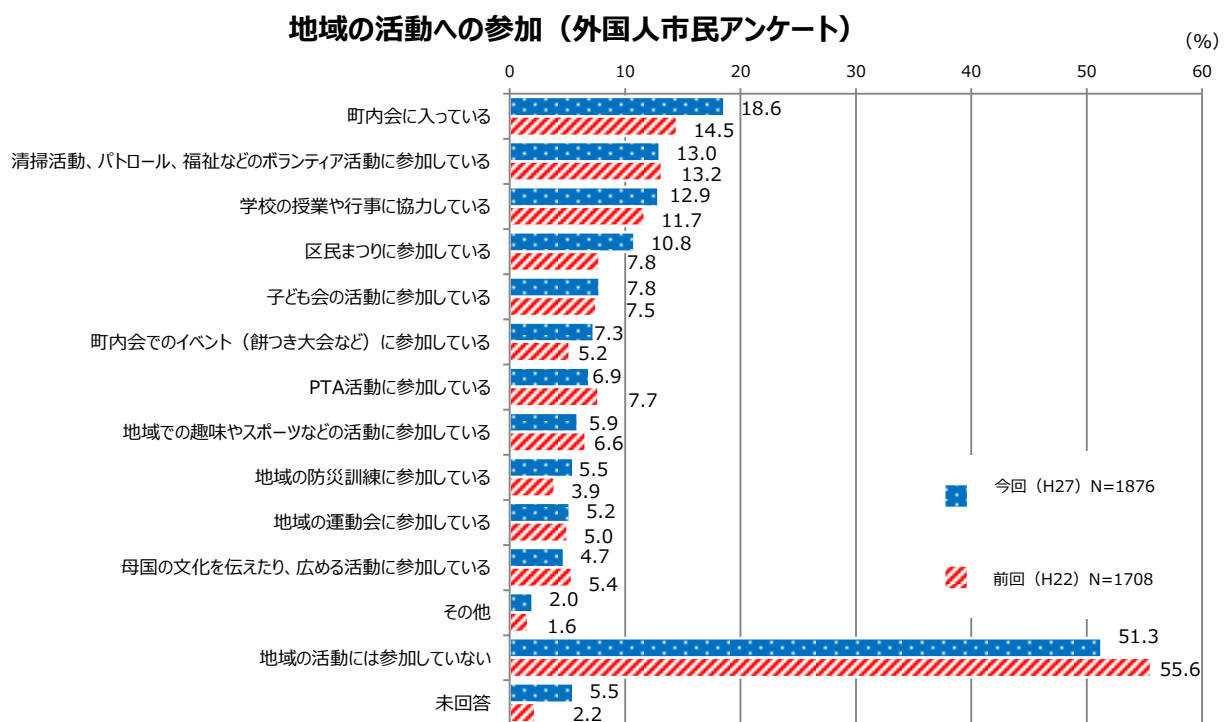


③地域の活動への参加について

外国人市民が地域の活動に参加していない割合は 51.3%と高い状態となっています。

地域の活動に参加しない理由は、「活動していることを知らないから」（47.6%）、「参加する時間がないから」（45.6%）、「誘われないから」（40.9%）、「言葉が通じないから」（30.8%）となっています。

外国人市民が地域の一員として、さまざまな活動に主体的に参加し、ともに地域社会で活動できるよう、社会参画を促進することが求められています。



④外国人市民が日本の生活で困っていることについて

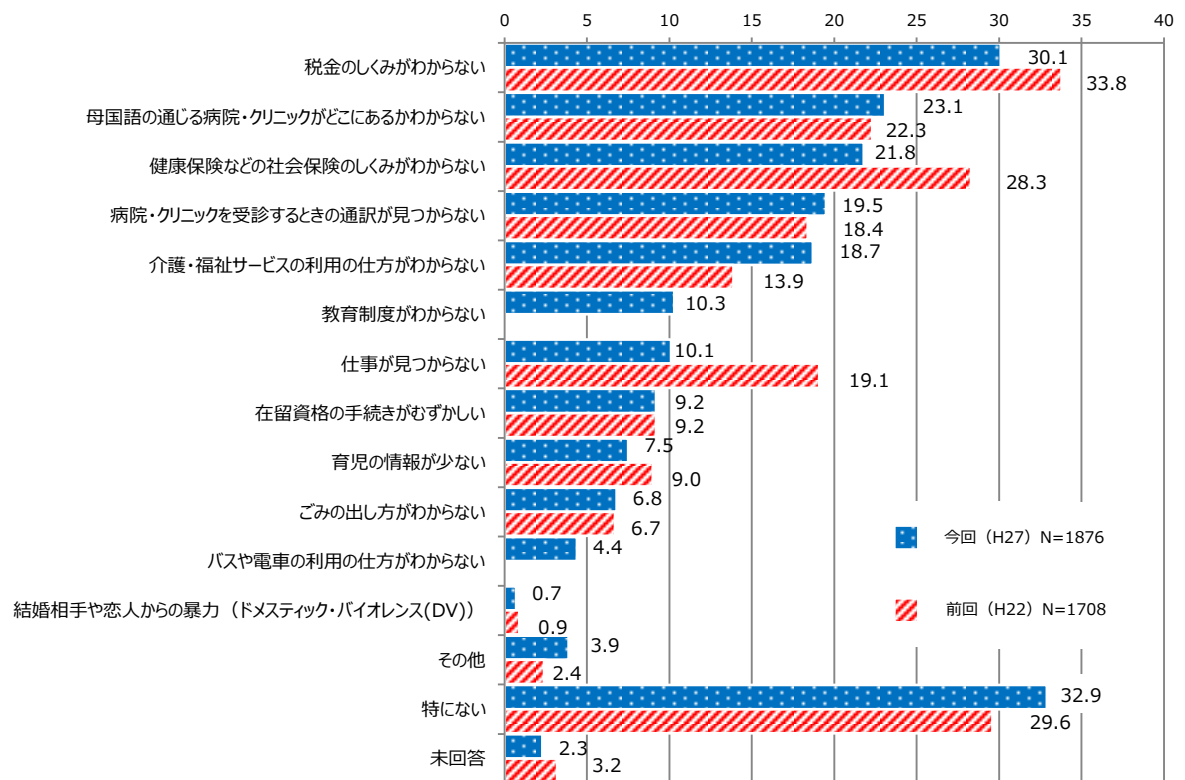
日本での生活で困っていることで最も多いのは、「税金のしくみがわからない」(30.1%)です。次いで「母国語の通じる病院・クリニックがどこにあるかわからない」(23.1%)、「健康保険などの社会保険のしくみがわからない」(21.8%)、「病院・クリニックを受診するときの通訳が見つからない」(19.5%)となっています。

外国人市民が安心・安全で快適な生活を送るためには、地域の情報の多言語化や通訳の充実等が課題となっています。

日本の生活で困っていること（住む家以外）

(外国人市民アンケート)

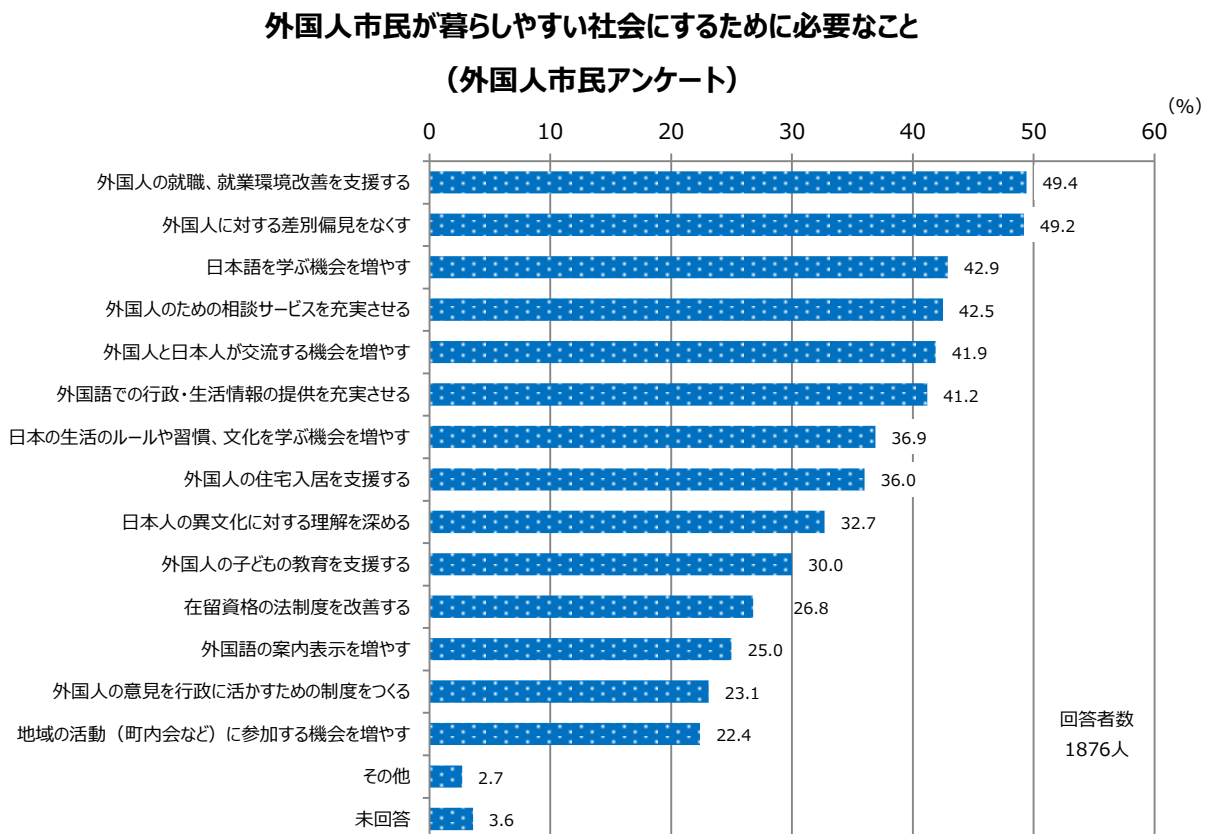
(%)



⑤外国人市民が暮らしやすい社会にするために必要なこと

外国人市民が暮らしやすい社会にするために必要なことについて、「外国人の就職、就業環境改善を支援する」（49.4％）、「外国人に対する差別偏見をなくす」（49.2％）、「日本語を学ぶ機会を増やす」（42.9％）、「外国人のための相談サービスを充実させる」（42.5％）、「外国人と日本人が交流する機会を増やす」（41.9％）、「外国語での行政・生活情報の提供を充実させる」（41.2％）などの回答が多くなっています。

先にも述べた外国人の雇用や日本語能力などの課題のほかに、外国人に対する差別や偏見も大きな課題です。多文化共生のまちづくりを進めるためには、異なる文化を持つ市民の間での交流や対話は欠かせません。日本人と外国人との間で相互理解を進める必要があります。



(2) 多文化共生を進める団体アンケート・ヒアリング調査及びなごや多文化共生まちづくり会議から見た市民のニーズ・要望

名古屋市は、第2次プランの策定に向けて、市内を中心に活動する多文化共生推進団体を対象に「多文化共生を進める団体アンケート・ヒアリング調査」を、また、市民から直接意見やニーズを聴取するため「なごや多文化共生まちづくり会議」を実施しました。これらの結果から見てきた市民のニーズ・要望について、以下のように整理しました。

①情報伝達

- ・多文化共生の情報を集約した分かりやすいポータルサイトを整備すべきである。
- ・対象者に情報を伝えるためのさまざまな伝達方法を整備する必要がある。

②日本語

- ・NPOや外国人市民との連携による、通訳・翻訳サービスを強化した方がよい。
- ・日本語教室の会場確保をはじめとした運営を支援すべきである。
- ・専門性を備えた日本語教師の育成への支援をすべきである。

③防災

- ・外国人市民向け防災啓発事業の更なる充実と、地域での開催が必要である。
- ・より分かりやすい防災情報を発信してほしい。

④教育

- ・保護者に対する進学を含めた教育制度の情報提供を強化する必要がある。
- ・来日間もない児童・生徒への日本語習得機会を充実させた方がよい。
- ・教育機関に派遣される指導教員の適正配置と通訳の質の向上について取り組むべきである。
- ・不就学児童の実態把握と対応について検討する必要がある。

⑤労働環境

- ・外国人を雇用する企業の現状やニーズ・要望を把握することが必要である。
- ・就職支援事業の対象を留学生に加え外国人市民にも拡大してほしい。

⑥保健・医療・福祉

- ・医療通訳及び同行支援の制度を充実してほしい。
- ・障害をもった外国人市民への対応について取り組みが必要である。
- ・介護通訳制度の運用について検討すべきである。
- ・外国人市民のDV被害者への対応を強化する必要がある。

⑦地域社会に対する意識啓発

- ・名古屋市内の外国人市民の詳しい統計データを整備すべきである。
- ・「多文化共生月間」等を利用し、市民へのPRを強化する必要がある。
- ・異文化についての正しい理解の促進のため、イベントやワークショップなどをもっと行うべきである。
- ・多文化共生の原点である外国人市民と日本人市民との交流機会を増やしてほしい。
- ・グローバル人材の育成を通じた多文化共生の推進を行うべきである。
- ・多文化共生の推進を通じた世界へのPRの強化が必要である。

⑧外国人市民の自立と社会参画

- ・外国人市民による社会貢献の機会をつくってほしい。
- ・外国人市民の自助活動・市民活動を促進する必要がある。
- ・外国人コミュニティとの連携を強化すべきである。
- ・地域での交流機会を増やした方がよい。



なごや多文化共生まちづくり会議

(3) 課題の整理

これまで名古屋市の多文化共生を取り巻く現状と課題について述べてきたことを、以下のように整理しました。

①外国人市民の日本語能力の向上、情報伝達の改善

今後、新たに名古屋に住む外国人が増加することが考えられますが、それにともない、日本語ができない外国人市民も増加することが予想されます。こうした外国人市民の生活基盤の安定のためには、日本語能力の向上は欠かせません。

また、日本の生活での困りごとについても、言語面での問題が多くなっています。外国人市民の日本語能力向上の取り組みの推進とともに、情報の多言語化、通訳サービスの充実等が課題となっています。

②地域への参画促進

名古屋に住む外国人市民の定住化傾向をかんがみ、従来の生活支援にとどまらず、地域で日本人市民とともに活躍できるよう、地域への参画促進を行う必要があります。

③多文化共生意識の向上

名古屋市には、平成28（2016）年末時点で140か国と1地域の出身者が住んでいます。すべての市民がしあわせに暮らすため、基本的人権と文化的差異を認め合えるよう、多文化共生の理解を深める取り組みが必要です。

1 基本目標

すべての市民が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくことができる多文化共生都市を実現するためには、外国人市民の生活基盤の安定を図るとともに、すべての市民の多文化共生意識の向上を図ることが重要です。それにより、相互理解が深まり、外国人市民も地域の一員という意識を持って安心・安全に生活を送ることができます。また、外国人市民が持っている力を十分に発揮し、日本人市民と一緒に地域づくりに参加することで、さまざまな文化を背景とする多様性を活かして地域社会の活力の維持・向上に貢献できるようになります。

これらの点を踏まえ、以下のように第2次プランの基本目標を定めます。

基本目標

すべての市民が安心・安全に暮らし、多様性を活かして活躍することができる多文化共生都市の実現

2 施策の方針

基本目標を実現するために、次の3つの施策方針を定めます。

I 生活基盤づくり

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、豊かな生活を送ることができるよう、生活基盤を整える取り組みを行います。

II 誰もが参画する地域づくり

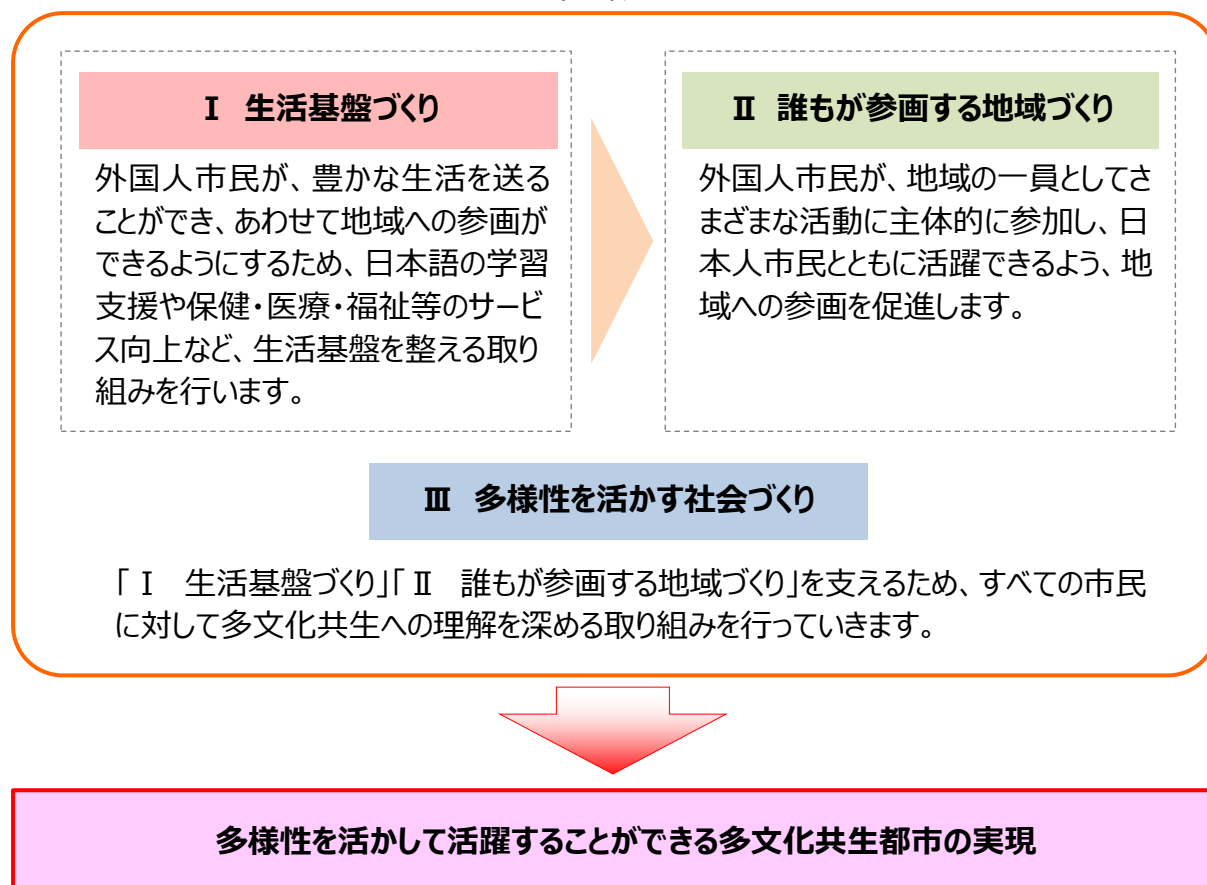
外国人市民が地域の一員としてさまざまな活動に主体的に参加し、日本人市民とともに活躍できるよう、地域への参画を促進します。

III 多様性を活かす社会づくり

すべての市民が、互いの基本的人権と文化的差異を認め合い、多文化共生への理解を深めるとともに、多様性を活かした社会づくりを進めます。

第2次プランでは、「外国人を支援する」という従来の考え方を発展させ、「対等な関係で、ともに活躍し、ともに支え合う」という視点に立った施策を展開していきます。

施策の概念図



3 推進体制の整備

(1) 庁内における推進体制

施策の実施にあたっては、総合的かつ体系的な推進のため、全庁的な会議等を中心に、関係局間の密な連携のもとで推進します。

(2) 関係機関・地域との連携

多文化共生の推進に向けた取り組みは、国や愛知県、愛知県国際交流協会、名古屋国際センター、企業、NPO・ボランティア、地域など、多様な担い手が、それぞれの役割に応じて実施しています。施策を効果的に推進していくためには、これらの関係機関や地域と積極的に連携していくことが必要です。

そのため、名古屋市多文化共生推進協議会を新たに設置し、関係機関や地域と連携して、多文化共生施策の効果的な推進に取り組みます。

4 施策方針と基本施策の体系

3つの方針を施策に反映させるため、次のように体系化し、名古屋市の基本施策の方向性及び施策を打ち出します。



5 実施計画

【実施計画の構成】

実施計画においては、プランの施策展開ごとに、次の項目について示しています。

◆施策のめざす姿

施策を実施した結果、目標年次の平成33（2021）年度に実現すべき名古屋市や日本人市民、外国人市民の状態を示しています。

◆施策の達成目標

施策の達成状況を評価するための指標を設定し、現状値と平成33（2021）年度の目標値を示しています。

◆施策の方向

施策方針、基本施策にもとづく施策の方向を掲載しています。

◆施策を展開する事業

基本施策に基づき、名古屋市が計画期間内に実施する事業を掲載しています。

【新規】計画期間内において新たに取り組む事業

【拡充】計画期間内において量的な拡大を図ったり、新たな内容を加えたりする事業

（再掲）施策との関連性から、他の施策に位置づけた事業を改めて掲げたもの

※再掲については、年度別事業計画の記載を省略します。

掲載事業は、計画期間内の予算編成に反映をさせて実施していきます。

施策方針Ⅰ 生活基盤づくり

基本施策 1 地域における情報の多言語化

◆施策のめざす姿

外国人市民に、必要な情報が伝わり、理解されるよう、多様な言語・手段によって情報提供がなされています。また、日常生活について、外国人市民が身近に相談できる環境が整っています。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28年度)	目標値 (33年度)
「名古屋生活ガイド」を知っている外国人市民の割合	38.2%	80.0%

◆施策の方向

- 施策① 多様な言語・手段による行政・生活情報の提供
- 施策② 外国人市民のための窓口サービスの充実
- 施策③ 通訳サービスの整備

◆施策を展開する事業

施策① 多様な言語・手段による行政・生活情報の提供

事業	拡充	多様な言語・手段による情報提供		担当部局	観光文化交流局
事業概要	名古屋市外国語版ウェブサイト、名古屋生活ガイドをはじめ、名古屋国際センターの情報カウンター・ウェブサイト・ソーシャルメディア、ラジオ放送、エスニックメディア等を活用して、多文化共生に関する情報や生活に関する情報を提供します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	拡充			
		(名古屋国際センターのウェブサイトのリニューアル)			

事業	市政ガイダンスの実施			担当部局	観光文化交流局
事業概要	市職員等が、外国人市民を対象に、やさしい日本語や対象者の母国語を使用して、市税・教育・福祉・健康・防災などの市政に関する説明会を行います。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	行政情報の翻訳、語学ボランティア派遣			担当部局	観光文化交流局 各局区室
事業概要	各局区室において、行政情報の翻訳や多言語版パンフレットの作成を行います。 また、名古屋国際センター登録ボランティアである語学ボランティアが、在住外国人の日常生活を言語面で支援するための通訳や翻訳を行います。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	【拡充】ナゴヤカレンダーの充実			担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人向け月刊誌「ナゴヤカレンダー」について、生活情報の内容を充実させ、広報なごやが日本語であるために読むことができない人向けに、冊子及びウェブサイトで情報提供を行います。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	拡充(ウェブサイトの閲覧性の向上)			

事業	【新規】窓口での「名古屋転入ウェルカムキット」の配布			担当部局	観光文化交流局 各区役所
事業概要	名古屋生活ガイド、ごみ分別パンフレット、避難所マップ、日本語教室ちらし、名古屋国際センター刊行物等を一つにまとめたキットを作成し、区役所・国際センター等で配付します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	検討・実施	実施			

事業	拡充	外国人向け広報の充実			担当部局	中区
事業概要	転入時に中区での生活に役立つ情報一覧を多言語で配布するとともに、中区のイベントなどのチラシを多言語で提供します。 また、中区内の避難所や防災など命に関する情報や、犬の飼い方マナー、ごみの出し方など、文化の異なる外国人区民に知っておいてほしい生活に関する情報を多言語で提供します。					
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
	拡充 (掲載内容の充実)	実施				

施策② 外国人市民のための窓口サービスの充実

事業		多言語での相談の実施		担当部局	観光文化交流局	
事業概要		外国人市民を対象とした各種相談を多言語で行います。				
		・外国人行政相談 ・海外児童生徒教育相談 ・外国人法律相談 ・トリオホンによる相談 ・外国人のための税理士による無料税務相談 ・外国人こころの相談 ・外国人健康相談 ・外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス ・外国人の「心」と「からだ」健康相談会				
事業計画		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
		実施				

事業	新規 テレビ電話通訳			担当部局	観光文化交流局
事業概要	タブレット端末を区役所等に設置し、通訳を必要とする来庁者と名古屋国際センター情報カウンターをテレビ電話でつなぎ、通訳を行います。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	新規 通訳派遣			担当部局	観光文化交流局
事業概要	名古屋市の相談業務において、専門性の高い通訳が必要な場合に、窓口からの要請に応じて通訳者を派遣します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	検討 →	試行実施 →	実施 →		

事業	区役所窓口への通訳配置			担当部局	中区 港区
事業概要	区役所窓口に中国語とフィリピン語（中区）及びポルトガル語（港区）の通訳を配置し、言語の違いによる窓口での外国人市民の不便さを解消します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	新規 職員の多文化対応力向上研修			担当部局	観光文化交流局
事業概要	市職員が多文化対応力を身につけ、外国人市民と円滑にコミュニケーションを行えるようになるための各種研修を実施します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	検討・実施	実施			

事業	「やさしい日本語」を使った情報提供			担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人市民と日本語でのコミュニケーションを促進することを目的に、日本人、特に行政をはじめとする公共機関の職員を対象に「やさしい日本語」普及のための研修を行います。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策③ 通訳サービスの整備

事業	行政情報の翻訳、語学ボランティア派遣（再掲）			担当部局	観光文化交流局 各局区室
事業概要	各局区室において、行政情報の翻訳や多言語版パンフレットの作成を行います。 また、名古屋国際センター登録ボランティアである語学ボランティアが、在住外国人の日常生活を言語面で支援するための通訳や翻訳を行います。 （施策①に掲載）				

事業	新規 テレビ電話通訳（再掲）	担当部局	観光文化交流局
事業概要	タブレット端末を区役所等に設置し、通訳を必要とする来庁者と名古屋国際センター情報カウンターをテレビ電話でつなぎ、通訳を行います。 （施策②に掲載）		

事業	新規 通訳派遣（再掲）	担当部局	観光文化交流局
事業概要	名古屋市の相談業務において、専門性の高い通訳が必要な場合に、窓口からの要請に応じて通訳者を派遣します。 （施策②に掲載）		

事業	区役所窓口への通訳配置（再掲）	担当部局	中区 港区
事業概要	区役所窓口に中国語とフィリピン語（中区）及びポルトガル語（港区）の通訳を配置し、言語の違いによる窓口での外国人市民の不便さを解消します。 （施策②に掲載）		

事業	あいち医療通訳システムへの参加（再掲）	担当部局	観光文化交流局
事業概要	医療関係機関に通訳派遣・電話通訳・文書翻訳を行う「あいち医療通訳システム推進協議会」に参加します。 （施策⑭に掲載）		

事業	市立病院及び市立大学病院における外国人患者への対応（再掲）	担当部局	病院局 名古屋市立大学
事業概要	市立病院及び市立大学病院において、必要に応じて多言語の問診票や「あいち医療通訳システム」等を活用し、外国人患者への対応を行います。 また、市立大学病院は外国人患者受入れ医療機関として第三者機関の認証評価取得をめざします。 （施策⑭に掲載）		

事業	外国人結核患者等への通訳派遣（再掲）	担当部局	健康福祉局
事業概要	各区保健所において、服薬支援のための家庭訪問等を行う際に、通訳を必要とする結核患者及びその家族等接触者へ通訳者を派遣します。 （施策⑮に掲載）		

事業	新規 通訳者の子育て教室への配置及び 新生児・乳児訪問への同行（再掲）	担当部局	中区
事業概要	外国人の親が育児の知識を得ながら地域での交流を深められるよう、参加者のニーズに応じて、育児教室（0歳児・1歳児・事故予防教室）に通訳者を配置します。 また、出産後不安なく育児が始められるよう、保健師等による家庭への訪問指導において、外国人の親の家庭には、訪問先のニーズに応じて通訳者が同行します。 （施策⑯に掲載）		

事業	保育所における通訳の配置（再掲）	担当部局	子ども青少年局
事業概要	外国人乳幼児が多い保育所において、その保護者と保育士とのコミュニケーションを円滑にするため、通訳を配置します。 （施策⑯に掲載）		

事業	女性及び児童への相談援助活動における 通訳等派遣（再掲）	担当部局	子ども青少年局
事業概要	外国人女性や児童の相談に対応するため、社会福祉事務所等へ通訳者又は翻訳者を派遣します。 （施策⑱に掲載）		



名古屋国際センター情報カウンター

基本施策 2

日本語及び日本社会に関する学習支援

◆施策のめざす姿

日本語や日本社会について勉強したいと思う外国人市民のニーズに合った学習機会が、日本語教育機関等の関係機関と連携して提供されています。そして、外国人市民の日本語能力が高まり、日本社会に関する知識が深まっています。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28 年度)	目標値 (33 年度)
日本語能力が「日常会話ができる」以上の外国人市民の割合	64.0%	80.0%

◆施策の方向

施策④ 日本語及び日本社会に関する学習支援の充実

施策⑤ 日本語学習支援の仕組みの充実

◆施策を展開する事業

施策④ 日本語及び日本社会に関する学習支援の充実

事業	名古屋国際センターにおける日本語教室の運営			担当部局	観光文化交流局
事業概要	日本語を母語としない外国人に日常生活に必要な知識や基礎的な日本語を教えるとともに、さまざまな国や地域出身の受講者と指導にあたるボランティアが互いの文化・習慣を伝えあい、交流を図ります。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	拡充「子ども日本語教室」の開催			担当部局	観光文化交流局
事業概要	日本語を母語としない6歳から15歳の子どもを対象に、生活や学校に必要な日本語学習の機会を提供するため、ボランティアの運営協力のもと小グループ指導形式による子ども向け日本語教室を開催します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	拡充(受講者数の増加)				

事業	「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」の運営（再掲）	担当部局	教育委員会
事業概要	日本語が全くできない児童生徒に基本的な日本語を指導する「初期日本語集中教室」、生活言語をある程度わかっている教科学習に支障をきたしている児童生徒に学習言語を指導する「日本語通級指導教室」を運営し、地域性を配慮して充実させます。 （施策⑩に掲載）		

施策⑤ 日本語学習支援の仕組みの充実

事業	市内日本語教室との協働			担当部局	観光文化交流局
事業概要	市内で活動するボランティア日本語教室の活動を振興するため、日本語教室と協働して広報等を行います。また、日本語教室を通じた外国人への情報提供を行います。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	「日本語教育相談センター」の運営（再掲）	担当部局	教育委員会
事業概要	日本語指導が必要な児童生徒の学校への受け入れを円滑に進め、学校生活への早期適応を図るため、児童生徒、その保護者のための就学相談、在籍校に対する翻訳・通訳派遣を行います。 （施策⑩に掲載）		

事業	外国人児童・生徒サポーターの育成（再掲）	担当部局	観光文化交流局
事業概要	主に外国につながる子どもの教育支援に携わる関係者（教員、日本語指導員、通訳、ボランティアなど）が、関係機関と連携し幅広い視点で活動できるよう、専門家の講義や情報共有等の機会を提供します。 （施策⑩に掲載）		

事業	日本語ボランティア活動の促進			担当部局	観光文化交流局
事業概要	日本語学習支援者及び多文化共生の担い手を育成することを目的に、日本語学習支援活動に携わるボランティアに情報交換や連携の機会を提供します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

基本施策3

居住

◆施策のめざす姿

市営住宅の入居等に関する情報や外国人市民の入居を受け入れている民間賃貸住宅などの情報が十分に提供されており、外国人市民が円滑に住まいを見つけ、生活ルールを理解して安心して生活しています。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28年度)	目標値 (33年度)
「家を見つけるときに困ったことは特にない」外国人市民の割合	55.5%	65.0%

◆施策の方向

施策⑥ 民間賃貸住宅への円滑な入居支援

施策⑦ 共同生活に関する情報提供

◆施策を展開する事業

施策⑥ 民間賃貸住宅への円滑な入居支援

事業	民間賃貸住宅等の情報提供			担当部局	住宅都市局
事業概要	外国人市民が円滑に住居を見つけ、入居できるように、栄地下街「住まいの窓口」において外国人市民の入居を受け入れている民間賃貸住宅などの情報提供を行います。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑦ 共同生活に関する情報提供

事業	市営住宅管理事務所等での情報提供			担当部局	住宅都市局
事業概要	外国人市民が市営住宅に居住する上での生活マナーや必要な情報の周知を図るため、「市営住宅使用のしおり」の外国語版（5言語）を配布します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

基本施策 4

労働

◆施策のめざす姿

外国人求職者に対して就職に必要な情報が十分に提供されています。また、外国人労働者が安全で働きやすい職場環境になっています。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28 年度)	目標値 (33 年度)
日本での生活で困っていることが、「仕事が見つからない」である外国人市民の割合	10.1%	8.0%

◆施策の方向

施策⑧ 就職・就業環境の改善

◆施策を展開する事業

施策⑧ 就職・就業環境の改善

事業	外国人留学生就職フェアの開催			担当部局	観光文化交流局
事業概要	留学生の円滑・適正な日本企業への就職を支援するために、愛知労働局、名古屋中公共職業安定所、名古屋外国人雇用サービスセンター等と連携し、留学生を対象とした合同就職説明会を開催します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	留学生のための就職活動支援セミナー			担当部局	観光文化交流局
事業概要	日本での就職を希望する愛知県内の大学に在学する留学生を対象に、面接試験対策等の就職活動に役立つセミナーを開催します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及			担当部局	市民経済局
事業概要	外国人の雇用について、企業での取り組みを促進するため、愛知県と連携して企業向けのセミナーを開催するとともに、外国人を含めた多様な人材が活躍できる環境づくりを推進します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				



「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」普及セミナー

基本施策 5

教育

◆施策のめざす姿

教育制度に関する情報の多言語による提供や日本語学習支援体制が充実しており、外国人児童生徒の保護者が日本の教育制度を理解しています。そして、外国人児童生徒が日本語習得や学校生活・日本での生活への適応に向けて意欲的に取り組んでいます。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28 年度)	目標値 (33 年度)
「教育で困っていることは特にない」外国人市民の割合	43.5%	60.0%

◆施策の方向

施策⑨ 保護者に対する教育制度の情報提供

施策⑩ 学習支援の充実

施策⑪ 不就学子どもへの対応

施策⑫ 進路指導

◆施策を展開する事業

施策⑨ 保護者に対する教育制度の情報提供

事業	入学のご案内及び就学援助のお知らせの 外国語版の作成			担当部局	教育委員会
事業概要	小学校入学年齢前年に送付する「入学のご案内」の外国語版（6言語） を作成し送付します。 在籍している児童生徒に対して就学援助についてのお知らせの外国 語版（6言語）を作成し、配布します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

施策⑩ 学習支援の充実

事業	「日本語教育相談センター」の運営			担当部局	教育委員会
事業概要	日本語指導が必要な児童生徒の学校への受け入れを円滑に進め、学校生活への早期適応を図るため、児童生徒、その保護者のための就学相談、在籍校に対する翻訳・通訳派遣を行います。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」の運営			担当部局	教育委員会
事業概要	日本語が全くできない児童生徒に基本的な日本語を指導する「初期日本語集中教室」、生活言語をある程度わかっている教科学習に支障をきたしている児童生徒に学習言語を指導する「日本語通級指導教室」を運営し、地域性を配慮して充実させます。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	日本語指導のための教員等の配置			担当部局	教育委員会
事業概要	日本語指導が必要な児童生徒の早期の学校生活への適応を図るために、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小中学校へ教員や非常勤講師を配置します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	母語学習協力員の配置			担当部局	教育委員会
事業概要	日本語指導が必要な児童生徒が特に多く在籍する小中学校へ、児童生徒の母語と日本語のバイリンガルである母語学習協力員を配置します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	拡充 「子ども日本語教室」の開催 (再掲)	担当部局	観光文化交流局
事業概要	日本語を母語としない6歳から15歳の子どもを対象に、生活や学校に必要な日本語学習の機会を提供するため、ボランティアの運営協力のもと小グループ指導形式による子ども向け日本語教室を開催します。 (施策④に掲載)		

事業	日本語指導を必要とする児童生徒指導法講座			担当部局	教育委員会
事業概要	日本語指導を必要とする児童生徒の教育に必要な知識や技能の習得を目的として、小学校、中学校、高等学校の教諭・常勤講師を対象に、講座を開催します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	外国人児童・生徒サポーターの育成			担当部局	観光文化交流局
事業概要	主に外国につながる子どもの教育支援に携わる関係者（教員、日本語指導員、通訳、ボランティアなど）が、関係機関と連携し幅広い視点で活動できるよう、専門家の講義や情報共有等の機会を提供します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑪ 不就学の子どもへの対応

事業	不就学児童状況把握			担当部局	教育委員会
事業概要	「入学のご案内」を送付したが、入学を申請しなかった保護者に対して、3月に再度入学の案内を行うとともに、就学の見込等の意向を調査します。 また、市立小中学校に就学していない児童生徒の現状把握に努め、就学の支援を検討します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	新規 就学促進の取り組み			担当部局	観光文化交流局 子ども青少年局 教育委員会
事業概要	外国につながる子どもの就学を促進するため、関係者が集まり、協議する場をつくり、施策を検討します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑫ 進路指導

事業	外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス			担当部局	観光文化交流局 教育委員会
事業概要	外国人の子どもと保護者を対象に、中学卒業後の進路についての情報提供と相談に対応するガイダンスを、学校等の関係団体の協力のもとに実施します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				



初期日本語集中教室



子ども日本語教室

基本施策 6

保健・医療・福祉

◆施策のめざす姿

外国人市民に外国語対応が可能な医療機関や社会保険制度の仕組みなど保健・医療・福祉に関する情報が多言語で提供されています。また、外国人市民が保健・医療・福祉に関するサービスを受けることができます。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28 年度)	目標値 (33 年度)
日本での生活で困っていることが、「母国語の通じる病院・クリニックがどこにあるかわからない」である外国人市民の割合	23.1%	10.0%

◆施策の方向

- 施策⑬ 保健・医療・福祉に関する情報提供の充実
- 施策⑭ 外国人患者への多言語対応
- 施策⑮ 健康診断や健康相談の実施
- 施策⑯ 母子保健、子育て支援における対応
- 施策⑰ 高齢者及び障害者等支援における対応
- 施策⑱ DV（ドメスティック・バイオレンス）等への対応
- 施策⑲ 孤立の防止

◆施策を展開する事業

施策⑬ 保健・医療・福祉に関する情報提供の充実

事業	多言語での健康情報等の作成			担当部局	健康福祉局 子ども青少年局
事業概要	国民健康保険、エイズ予防、介護保険制度等、保健・医療・福祉に関するパンフレットを多言語で作成し、配布・周知します。また、多言語版の母子健康手帳を交付します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

施策⑭ 外国人患者への多言語対応

事業	あいち医療通訳システムへの参加			担当部局	観光文化交流局
事業概要	医療関係機関に通訳派遣・電話通訳・文書翻訳を行う「あいち医療通訳システム推進協議会」に参加します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	市立病院及び市立大学病院における外国人患者への対応			担当部局	病院局 名古屋市立大学
事業概要	市立病院及び市立大学病院において、必要に応じて多言語の問診票や「あいち医療通訳システム」等を活用し、外国人患者への対応を行います。 また、市立大学病院は外国人患者受入れ医療機関として第三者機関の認証評価取得をめざします。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑮ 健康診断や健康相談の実施

事業	外国人向け健康相談事業			担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人住民が安心して暮らせるように、心身の健康について相談できる相談会などを実施します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	外国人結核健診			担当部局	健康福祉局
事業概要	病気の早期発見、予防、制度の周知啓発等を目的とした無料健康相談会において、結核健診を実施し、結核に関する知識の普及啓発及び結核患者の早期発見を行います。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	外国人結核患者等への通訳派遣			担当部局	健康福祉局
事業概要	各区保健所において、服薬支援のための家庭訪問等を行う際に、通訳を必要とする結核患者及びその家族等接触者へ通訳者を派遣します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑩ 母子保健、子育て支援における対応

事業	外国人家族向け子育て教室			担当部局	中区
事業概要	外国人が日本でも安心して妊娠・出産・子育てができ、親同士や地域のつながりが持てるよう、教室を開催します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	新規 通訳者の子育て教室への配置及び 新生児・乳児訪問への同行			担当部局	中区
事業概要	外国人の親が育児の知識を得ながら地域での交流を深められるよう、参加者のニーズに応じて、育児教室（0歳児・1歳児・事故予防教室）に通訳者を配置します。 また、出産後不安なく育児が始められるよう、保健師等による家庭への訪問指導において、外国人の親の家庭には、訪問先のニーズに応じて通訳者が同行します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	保育所における通訳の配置			担当部局	子ども青少年局
事業概要	外国人乳幼児が多い保育所において、その保護者と保育士とのコミュニケーションを円滑にするため、通訳を配置します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑰ 高齢者及び障害者等支援における対応

事業	新規 高齢者及び障害者等の状況把握			担当部局	観光文化交流局 健康福祉局 子ども青少年局
事業概要	外国人の高齢者・障害者・生活困窮者が、文化や言語の違いにより直面する課題について、名古屋国際センターを中心に、各相談機関等と連携をして、状況を把握します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑱ DV（ドメスティック・バイオレンス）等への対応

事業	女性及び児童への相談援助活動における通訳等派遣			担当部局	子ども青少年局
事業概要	外国人女性や児童の相談に対応するため、社会福祉事務所等へ通訳者又は翻訳者を派遣します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑲ 孤立の防止

事業	外国人ピアサポート事業			担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、母国語で悩みを共有し、不安を軽減するとともに、仲間づくりにつながるサロンを開催します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策方針Ⅱ 誰もが参画する地域づくり

基本施策 7 外国人市民の地域への参画促進

◆施策のめざす姿

外国人市民が地域の仕組みを理解しているとともに、活動に参加・参画しており、対等な立場で、日本人市民とともに地域を支える担い手となって地域生活上の問題などを解決しています。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28年度)	目標値 (33年度)
「地域活動に参加している」外国人市民の割合	43.2%	65.0%

◆施策の方向

施策⑳ キーパーソン及びネットワークとの連携

施策㉑ 外国人市民の意見を施策に反映させる仕組みの導入

施策㉒ 外国人市民の地域への参画促進

◆施策を展開する事業

施策⑳ キーパーソン及びネットワークとの連携

事業	多文化共生を進める団体交流会			担当部局	観光文化交流局
事業概要	市内を中心に活動する多文化共生推進団体や行政機関が互いに顔の見える関係を築き、災害等の非常時はもちろん、平常時から連携・協力していける関係づくりを目的として、意見交換を行う交流会を開催します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑳ 外国人市民の意見を施策に反映させる仕組みの導入

事業	外国人市民懇談会			担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人市民の現状及び課題・ニーズを把握し、名古屋市が実施する多文化共生施策に対する意見を聴取し、施策に反映させるために、外国人市民による懇談会を開催します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策㉑ 外国人市民の地域への参画促進

事業	多文化共生推進モデル事業			担当部局	観光文化交流局
事業概要	各区において地域のニーズを踏まえた多文化共生関連事業を、企画運営に外国人市民が参加して実施します。また、他の区においても事業を拡大していきます。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	外国人市民への町内会・自治会のしくみ啓発事業			担当部局	市民経済局
事業概要	町内会・自治会への加入を促進するため、町内会・自治会の仕組みや活動内容について紹介した「町内会・自治会加入促進チラシ」の外国語版（6言語）を作成し、区役所や名古屋国際センター等において配布します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	災害語学ボランティア制度の管理運営（再掲）			担当部局	観光文化交流局
事業概要	名古屋国際センター登録ボランティアのうち、災害語学ボランティアが、大規模災害時等において避難所等で通訳・翻訳活動を行います。平時にはボランティア研修を実施し、災害時に備えるとともにボランティア同士のネットワーク形成を促進します。 （施策㉒に掲載）				

事業	新規 多文化共生推進月間（再掲）	担当部局	観光文化交流局
事業概要	多文化共生推進月間を制定し、イベントの実施や啓発ポスターの掲出等を行うことにより、市民の多文化共生に対する理解と認識を深めます。 （施策⑳に掲載）		

事業	多文化共生まちづくり事業（再掲）	担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人と日本人が共に多文化共生のまちづくりを考え、地域住民同士の顔の見える関係をつくる機会として、交流や外国人向け生活情報の提供を内容とするイベントを地域の関係機関・団体や区役所等と連携して行います。 （施策㉑に掲載）		

事業	外国人との共生と交流のまちづくり事業（再掲）	担当部局	中区
事業概要	日本人住民と外国人住民の共生と交流を図るため、バスケットボール大会等の交流イベントを実施します。また地域で活動する日本人、外国人、行政が相互に知り合い、情報交換する機会を設けます。 （施策㉒に掲載）		



多文化共生を進める団体交流会



外国人市民懇談会

基本施策 8

安心・安全の地域づくり

◆施策のめざす姿

外国人市民が防災や防犯に関する知識・情報を十分取得できており、自分で身を守ることができています。また、災害時の通訳・翻訳ボランティアなどが育成・ネットワーク化されており、災害時の外国人市民の支援が滞りなくできています。加えて、外国人市民自らが支援の担い手として活動できています。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28 年度)	目標値 (33 年度)
「地震や台風への備えをしている」外国人市民の割合	74.4%	80.0%

◆施策の方向

施策⑳ 災害への備えと啓発

施策㉑ 災害時の通訳・各種ボランティアの育成・支援、連携・協働

施策㉒ 災害時の外国人市民への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携

施策㉓ 防犯と交通安全の推進

◆施策を展開する事業

施策㉓ 災害への備えと啓発

事業	外国人防災啓発事業			担当部局	防災危機管理局 観光文化交流局
事業概要	外国人住民に対し、日本の災害についての情報や、災害時の身の守り方など、防災や災害についての基本的な知識を提供する啓発事業を実施します。 また、名古屋市が毎年実施する防災訓練に、名古屋国際センターに登録している災害語学ボランティアと外国人市民が参加します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	新規 災害時における指定緊急避難場所等の周知			担当部局	防災危機管理局
事業概要	指定緊急避難場所及び指定避難所や災害時の避難の仕方等を分かりやすく説明した啓発用リーフレットについて、外国語に翻訳したものを作成し、市公式ウェブサイトで案内するなど、災害時における外国人市民等の適切な避難を図ります。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				
	→				

施策②④ 災害時の通訳・各種ボランティアの育成・支援、連携・協働

事業	地域及び各団体とのネットワークづくり			担当部局	観光文化交流局
事業概要	災害発生時に地域や災害ボランティア団体・外国人支援団体など各種団体と連携し、外国人への円滑な情報提供ができるようにネットワークづくりを行います。また、平常時においても、防災啓発事業や外国人の防災関連事業への参加促進について、協働して取り組みます。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				
	→				

事業	災害語学ボランティア制度の管理運営			担当部局	観光文化交流局
事業概要	名古屋国際センター登録ボランティアのうち、災害語学ボランティアが、大規模災害時等において避難所等で通訳・翻訳活動を行います。平時にはボランティア研修を実施し、災害時に備えるとともにボランティア同士のネットワーク形成を促進します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				
	→				



外国人防災啓発事業

施策②⑤ 災害時の外国人市民への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携

事業	外国公館との連携			担当部局	観光文化交流局
事業概要	災害発生時に、外国人市民が一時避難や帰国の相談をしたり、避難や医療の支援、安否確認などの生活支援を受けたりすることができるように、外国人市民の信頼が高い外国公館へ災害情報を提供するとともに、外国公館からの問合せに対応します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	多様な手段による災害情報の提供			担当部局	観光文化交流局
事業概要	避難等に関する情報の定型文を用意するほか、「災害時多言語情報作成ツール」を活用するなどして、災害時に、ウェブサイト、ソーシャルメディア等の多様な手段によって多言語での災害情報を迅速に提供します。また、やさしい日本語による情報提供を行います。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

施策②⑥ 防犯と交通安全の推進

事業	防犯・交通安全に関する情報提供			担当部局	市民経済局 観光文化交流局
事業概要	学校や地域などにおいて、防犯・交通安全意識を高めるための講習会を、通訳をともない実施します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

施策方針Ⅲ 多様性を活かす社会づくり

基本施策 9 地域社会に対する意識啓発

◆施策のめざす姿

多文化共生社会に対する理解が進み、外国人の人権が尊重されるとともに、日本人市民と外国人市民の相互理解が深まっています。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28 年度)	目標値 (33 年度)
地域で国籍の異なる人と交流がある市民の割合	31.7%	40.0%

◆施策の方向

- 施策⑳ 地域住民等に対する啓発
- 施策㉑ 多文化共生の拠点と関係機関・地域との連携
- 施策㉒ 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催
- 施策㉓ 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

◆施策を展開する事業

施策㉒ 地域住民等に対する啓発

事業	新規 多文化共生推進月間			担当部局	観光文化交流局
事業概要	多文化共生推進月間を制定し、イベントの実施や啓発ポスターの掲出等を行うことにより、市民の多文化共生に対する理解と認識を深めます。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	多文化共生社会の啓発事業			担当部局	観光文化交流局
事業概要	多文化共生社会の形成促進を目的に、広報なごや、名古屋国際センター広報誌「ニック・ニュース」、「子ども版ニック・ニュース」などによる広報及びその他啓発事業を実施します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	図書館における情報提供			担当部局	教育委員会
事業概要	外国語による図書や文化を紹介した本等の外国に関連する資料の収集・配架を進めます。また、多文化共生コーナーを設置します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	人権セミナー等の実施			担当部局	市民経済局
事業概要	なごや人権啓発センター（ソレイユプラザなごや）において、市民を対象とした人権セミナー等を実施します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	多文化共生に関する講義の実施			担当部局	観光文化交流局
事業概要	市民や大学等からの要請に応じ、市職員が多文化共生をテーマに講義を行い、市民の多文化共生についての理解を深めます。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	ヘイトスピーチ解消に向けた取り組み			担当部局	市民経済局 観光文化交流局 緑政土木局 教育委員会
事業概要	本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向け、国との役割分担を踏まえ関係諸機関と連携を図りながら、的確に相談に応じるとともに、教育や啓発の充実等に努めます。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑳ 多文化共生の拠点と関係機関・地域との連携

事業	名古屋国際センターの運営			担当部局	観光文化交流局
事業概要	名古屋国際センターを、外国人と日本人が共に集まり、行政機関や地域などと協働して多文化共生を推進する拠点とし、市民レベルの相互理解の促進や多文化共生の担い手となる人材の育成、意識啓発などの更なる充実を図っていきます。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	新規 名古屋市多文化共生推進協議会の設置			担当部局	観光文化交流局
事業概要	国や愛知県、名古屋国際センターをはじめとする関係機関、企業、NPO・ボランティア、地域などを構成員とした協議会をつくり、情報交換・連絡調整及び協議を行い、連携して多文化共生の推進に取り組みます。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	検討	実施			

事業	港区多文化共生推進協議会の運営			担当部局	港区
事業概要	港区の関係諸機関との情報交換及び連絡調整に関すること、共生を推進するための協議及び検討を行うこと、その他共生を達成するために必要なことを目的として活動します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑳ 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

事業	多文化共生まちづくり事業			担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人と日本人が共に多文化共生のまちづくりを考え、地域住民同士の顔の見える関係をつくる機会として、交流や外国人向け生活情報の提供を内容とするイベントを地域の関係機関・団体や区役所等と連携して行います。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	外国人との共生と交流のまちづくり事業			担当部局	中区
事業概要	日本人住民と外国人住民の共生と交流を図るため、バスケットボール大会等の交流イベントを実施します。また地域で活動する日本人、外国人、行政が相互に知り合い、情報交換する機会を設けます。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	留学生の区民まつりへの参加			担当部局	昭和区
事業概要	区内の大学の留学生が地域住民との交流を図り、相互理解を深めるため、区民まつりにおいてブース出展を行います。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	外国人研究者・留学生と地域との交流			担当部局	名古屋市立大学
事業概要	外国人研究者・留学生を講師として小学校などの地域に派遣するなど、地域との交流を通じて、多文化共生の推進と地域の国際化に寄与します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策③⑩ 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

事業	NIC（ニック）地球市民教室の活用			担当部局	観光文化交流局
事業概要	地域における多文化共生の重要な担い手である在住外国人を講師として登録し、学校や地域において日本語による母国の紹介等を行う「NIC 地球市民教室」を通して、外国人講師と市民の国際交流とともに、多様な背景をもつ外国人市民についての理解を促進します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				



NIC（ニック）地球市民教室

基本施策 10

多様性を活かした都市の活性化

◆施策のめざす姿

誰もが自分の持つ能力を発揮でき、それぞれが持っている多様性を活かして活躍しています。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28 年度)	目標値 (33 年度)
現在の名古屋市での生活に満足している外国人市民の割合	89.2%	95.0%

◆施策の方向

施策⑳ 留学生・外国人材の能力を活かす場づくり

施策㉑ 多文化共生の担い手となる人材育成

施策㉒ 多様性を活かした名古屋の魅力向上と情報発信

◆施策を展開する事業

施策⑳ 留学生・外国人材の能力を活かす場づくり

事業	国際留学生会館の運営			担当部局	観光文化交流局
事業概要	愛知県内の大学等に在学する留学生に宿舎施設を提供します。留学生を対象に日本文化を紹介する講座を開催し、留学生を講師とする市民を対象とした外国語講座を開催します。また、愛知県内の団体や市民からの要望により、地域の各種行事に参加することで、留学生と市民の交流を進めます。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	なごや留学生フレンドシップ事業			担当部局	観光文化交流局
事業概要	留学先としての名古屋の魅力をPRして留学生を誘致します。また、名古屋での留学生生活を充実させるためのイベントなどを開催し、留学生を支援します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	市立大学における留学生の受入・支援			担当部局	名古屋市立大学
事業概要	市立大学において各国からの留学生を受入れ、外国人留学生特別指導員（チューター）の配置や宿舍の提供等により支援を行います。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策③② 多文化共生の担い手となる人材育成

事業	グローバル人材の育成・支援			担当部局	観光文化交流局
事業概要	在住外国人も含めた若年層を対象に、セミナー等を通じて世界に広く視野を広げ多様性を尊重する「グローバル人材」を育成するとともに、その活動を支援します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	外国人児童・生徒サポーターの育成（再掲）			担当部局	観光文化交流局
事業概要	主に外国につながる子どもの教育支援に携わる関係者（教員、日本語指導員、通訳、ボランティアなど）が、関係機関と連携し幅広い視点で活動できるよう、専門家の講義や情報共有等の機会を提供します。 （施策⑩に掲載）				

事業	日本語ボランティア活動の促進（再掲）			担当部局	観光文化交流局
事業概要	日本語学習支援者及び多文化共生の担い手を育成することを目的に、日本語学習支援活動に携わるボランティアに情報交換や連携の機会を提供します。 （施策⑤に掲載）				

施策③③ 多様性を活かした名古屋の魅力向上と情報発信

事業	新規 都市魅力の向上・発信			担当部局	観光文化交流局
事業概要	名古屋の国際的な認知度・魅力度や都市イメージの向上を図り、ひいては交流人口の増加を図るとともに、多言語での情報発信の充実により、外国人市民を含めた市民の名古屋に対する誇りや愛着を醸成・高揚します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	新規 外国人市民と協働した情報発信			担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人目線で名古屋の魅力を発掘し、在住外国人のネットワークを活用するなど海外に情報発信することで、名古屋の知名度向上、外国人の名古屋への誘客を図ります。 また、在住外国人の母国の文化、歴史、観光情報等を市民に伝える機会をつくり、相互理解を深めるとともに、海外渡航を促進することで、交流人口の拡大を図ります。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施 →				



グローバル人材の育成・支援